

診断が必要です。申請の際は福祉事務所へご相談ください。

▼緊急通報電話の貸与

急病や災害などの緊急時に適切な対応が困難な、一人暮らしをしている六十五歳以上の高齢者や重度の身体障害者（身障一、二級）の方に、緊急連絡用の電話をお貸ししています。

ご希望の方は、福祉事務所または地区の民生委員にご相談ください。

●ホームヘルプサービス

身体または精神上的の障害によって日常生活に支障のある六十五歳以上の高齢者や、重度の心身障害者（児）のいる家庭に派遣して、家事や介護などを援助します。サービスの内容は次の通りです。

- ①身体介助（食事、衣類着脱、身体清拭、散髪、通院介助、その他）
- ②家事介助（調理、衣類洗濯や補修、掃除、生活用品の買物、生活関係手続き代行、その他）
- ③相談・助言指導（生活・身上・介護等の相談や助言）

これらの利用をご希望の方は、福祉事務所または地区の民生委員にご相談ください。

なお、ご家族の所得に応じて、一部費用の負担をお願いする場合があります。

●デイサービス

六十五歳以上で寝たきりの方、あるいは身体に障害があるため入浴や外出ができないお年寄りを昼間だけ「きびたき荘」内のデイサービスセンターにお預かりするサービスです。

ご利用いただく時間は午前九時から午後三時三十分頃まで。ご自宅までの送迎は専用車が行います。サービスの内容は次の通りです。

- ①介助サービス（一般入浴、特殊入浴、給食）
- ②健康サービス（日常動作訓練、健康チェック）
- ③その他のサービス（家族介護者教室、その他）

ご利用できる人数は、十分なサービスを提供させていただくため、一日当り十五人となっております。なお、給食代として実費四百円をご負担いただきます。

お申し込みは、福祉事務所または在宅介護支援センター（☎五三一六三三三）へ。

●ショートステイサービス

ご家庭で介護の必要なお年寄りをお持ちの方が、病気や旅行などの理由で一時的に介護することが難しくなる場合など、「きびたき荘」が原則として一週間単位でお世話を引き受けま

す。

お申し込みの手続きはデイサービスと同じですが、一日当りの利用料金は二千四百十円で

ご家庭でお年寄りの介護が難しい場合

寝たきりや痴呆など重い障害をお持ちのため、常に介護を必要とし、ご自宅で介護を受けることが難しくなった場合のために、施設に入って受けられる福祉サービスがあります。

●特別養護老人ホーム

今年の六月にオープンした特別養護老人ホーム「きびたき荘」をはじめ、県内には同様の施設が約六十カ所あります。入所をご希望の場合は、あらかじめ福祉事務所に申請し、所定の判定会議を経た結果、入所が決定します。

- ①入所要件は、六十五歳以上の方で寝たきりや痴呆のため常に介護を必要としながら、ご家庭で適切な介護を受けることが難しい方。
- ②費用は、入所するご本人と扶養の義務がある方の所得に応じて、費用をご負担いただきます。

◆各種の福祉サービスについてのご相談やお問い合わせは、福祉事務所まで受け付けています。が、「きびたき荘」内の在宅支

援センターでも手続きを代行しています。また、二十四時間体制で、保健・福祉についてのご相談を「無料」で受け付けています。お気軽にご利用ください。

日光市の高齢者サービス全般について、詳しくお知りになりたい方は、福祉保健課高齢対策係（☎五四〇一一一内線四三〇または四三二）へ。

